

入学試験実施に係る新型コロナウイルス感染症対策について

1 新型コロナウイルスに感染している方は試験当日に受験はできないため『再試験』を受験することとします。

※発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過した方は受験できます。

2 上記1の事由により受験できなかった場合の『再試験』対応は、下記のとおりです。

①学業特待試験（単願）を受験できなかった場合

推薦試験を受験してください。（受験料は免除いたします。）

②学業特待試験（併願）を受験できなかった場合

一般試験を受験してください。（受験料は免除いたします。）

③推薦試験を受験できなかった場合

一般試験を受験してください。

（ネット出願システムの仕組み上、一旦受験料が発生してしまいますが、後日返金します。）

④一般試験を受験できなかった場合

令和6年2月6日（火）の『再試験（一般試験）』を受験してください。

（ネット出願システムは使用しません。中学校を通して実施要項を配付します。）

3 補足

インフルエンザ感染者については解熱後であれば受験可能です。（別室受験になります。）

解熱していない場合は、コロナ同様、『再試験』を受験していただきます。